【表 2】滞納処分の状況(平成 19年 10月 15日現在)

1	(延べ	V	比数)	

	預貯金	不動産	給与等	生命保険	計
調査	170	23	63	170	426
差押え	62	1	7	7	77

※近日中に給与等3件の差押えを予定しています

滞納処分を行っています

税金等を滞納している場合,国税徴収法により 裁判所に訴えることを必要とせず,直接滞納処分 (預貯金,不動産,動産,生命保険,給与等の差押え) を行うことができます。

現在, それぞれの担当課と協議し, 滞納処分の 対象者を選定した後に債権特別対策室が引き受け ると同時に財産調査を開始し, 滞納処分を行って います。(表2)

滞納処分を行った場合, 多くの滞納者は財産を

現在、山口県や他の自治体が実施している自動車の差押え(タイヤロック方式)やインターネット公売などを利用した滞納整理も検討しています。 (写真提供:山口県税務課)



差し押さえられて初めて、問い合せなど反応があります。おそらく、市は厳しい差押えを行わないだろうという意識があるものと思われます。

また、差し押さえる財産の種類によって異なりますが、一旦、差押えを行うと滞納金額を完納するまで差押えを解除することはありません。特に、給与等の場合は差押えが数か月間になることがありますし、事前に給与照会を行うことにより、職場に知られることは当然のこと、給与担当者の事務処理が発生し、会社へ迷惑をかけることになります。

【表 3】債権特別対策室の引受状況

引受件数	273 件	引受金額	6,700 万円
処理件数	196 件	処理金額	3,800 万円

(平成19年10月15日現在)

【引受】担当課の定期的な督促、催促等に応じない滞納者で、担当課において処理困難な滞納事案 を債権特別対策室が引き受けたもの

【処理】債権特別対策室が引き受けた後に、全額納付 や分納の申出および滞納処分を行ったもの

債権特別対策室からのお願い

税や料等を滞納すると、厳しい滞納処分を受け、財産や社会的信用を失うことがあります。また、納期内に納付されない場合は、督促状、催告書等の送付や滞納整理に多くの税金を使うことになります。みなさんの大切な税金等を有効に使うために、納期内の納付をお願いします。なお、どうしても納期内に納めることができない場合は、それぞれの担当課へご相談ください。

【この記事の担当】債権特別対策室☎82-1136